

雄飛が丘学園地域安全見守りボランティア活動実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湯津上中学校区における児童生徒の登下校時の交通安全、犯罪被害防止等を目的とする地域安全見守りボランティア活動（以下「見守り活動」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 見守り活動の内容は、次のとおりとする。

(1) 児童生徒の登下校時における次に掲げる事項

ア 横断歩道、交差点等で、横断を見守ること。

イ 可能な範囲で学校、スクールバスの停留所等まで児童と一緒に歩いて、安全を見守ること。

ウ ながら見守り（買物、散歩、家事等の日常生活の中で、防犯の視点をもって行う見守り活動をいう。）を意識し、通学路及びスクールバスの停留所付近の安全を見守ること。

(2) 学校周辺、通学路等の巡回

(3) 不審者等発見時の警察への連絡

(4) あんしん家との情報交換及び情報共有

(5) その他児童生徒の安全な登下校に寄与する事項

(協力員)

第3条 湯津上中学校区地域学校協働本部（以下「協働本部」）は、見守り活動を行う見守りボランティア協力員（以下「協力員」という。）を委嘱する。

2 協働本部は、委嘱する協力員にボランティアビブス及び腕章を配付する。

(活動期間等)

第4条 協力員の委嘱期間は、1年間とする。ただし、再度委嘱することを妨げない。

(報酬等)

第5条 協力員の報酬は、無償とする。

2 協働本部は、見守り活動中の事故に対する協力員の損害を補償する。

(見守り活動における留意事項)

第6条 協力員は、次に掲げる事項に留意し、活動するものとする。

(1) その職の信用を傷つけ、又は不誠実な行為をしてはならないこと。

(2) 見守り活動中は、協働本部が配布したボランティアビブス及び腕章を着用すること（ながら見守りを除く。）。

(3) 見守り活動中は、協力員自身の安全を確保し、負傷等したときは、速やかに湯津上地区公民館に報告すること。

(ボランティア連絡会)

第7条 見守り活動の効果的な実施について協議するため、協働本部の下に雄飛が丘学園地域安全見守りボランティア連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(組織)

第8条 連絡会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 湯津上小学校及び湯津上中学校の学校長、教頭並びにPTAから推薦された者
- (3) スクールガード・リーダー
- (4) 湯津上中学校区の交通指導員
- (5) 大田原交通安全協会湯津上支部長
- (6) 佐良土駐在所及び蛭田駐在所の署員
- (7) 大田原市職員のうち児童生徒の交通安全又は犯罪被害防止に関する部署の職員
- (8) 協働本部の本部長及び事務局職員
- (9) その他協働本部が必要と認める者

(会議)

第9条 連絡会の会議は、協働本部の本部長が年1回程度招集し、その議長となる。

2 協働本部の本部長は、必要があると認めるときは、会議に協力員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第10条 連絡会の事務局は、協働本部に置く。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協働本部の本部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月1日から施行する。